3　新たな金融商品等の実態把握を含めた包括的かつ機動的な市場監視に向けた実態把握

証券監視委では、国内外の市場において、重要性が増してきている、あるいは将来的に影響を及ぼす可能性のある新たな金融商品や取引形態、イベント等について、タイムリーかつ幅広く実態把握を行った。

平成24年度におけるこうした実態把握の事例は、以下のとおり。

⑴　市場における新たな取引等の実態把握

高頻度取引（ＨＦＴ：High Frequency Trading）やアルゴリズム取引による取引の高速化やボラティリティーの変化に関心が高まっている。さらに、平成24年８月に発生した米国Knight Capital社による誤発注事件などシステム・トラブルが及ぼす市場への影響も注目を集めている。そこで、欧米におけるＨＦＴ等の実態や規制の動きの調査を行った。また、市場において取引の高速化等が進む一方、これを嫌う投資家によって増加してきているブロックトレード（市場外での大口相対取引）についても実態把握などを行った。

⑵　市場における最近の投資家や発行体の動向の実態把握

投資家の動向として、昨今の市場環境下における投資家の取引戦略の変化、ヘッジファンドや機関投資家の運用動向やその特徴などの調査を行なった。

また、発行体の動向として、企業合併・買収（Ｍ＆Ａ：Mergers and Acquisitions）やＴＯＢの動向などの実態把握を行った。

さらに、海外におけるノンコミットメント型ライツ・オファリングの使われ方について実態把握を行った。

⑶　市場における新たな不公正取引の実態把握

欧米におけるＣＤＳ（Credit Default Swap）を利用した疑わしい取引やインターネット上の新たな金融商品などについて実態把握を行なった。

これらの実態把握の結果については、証券監視委において共有し、新たな金融商品等への対応を含めた包括的かつ機動的な市場監視に役立てていくとともに、金融庁の関連部局や自主規制機関等とも情報交換を行い、市場監視上の課題や問題意識の共有に努めている。

第４　取引審査

1　概要

取引審査においては、まず、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて以下のような銘柄を抽出し、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取している。

⑴　株価が急騰・急落するなど不自然な動きが見られた銘柄
⑵　投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす「重要事実」が公表された銘柄
⑶　新聞、雑誌及びインターネットの掲示板等で話題になっている銘柄
⑷　一般から寄せられた情報において取り上げられている銘柄

次に、これらの報告・資料に基づいて、市場の公正性を害する相場操縦や内部者取引、偽計等の疑いのある取引について審査を行っている。併せて、こうした取引に関与していた金融商品取引業者に行為規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行っている。

審査の結果、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において一層の究明がなされることになる。

2　法令上の根拠

取引審査等においては、金融商品取引等の公正を確保し、投資者の保護を図るため必要かつ適当であると認める場合は、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料の徴取を行っている。これらの報告・資料徴取の権限は、金商法等において規定されている（附属資料１－７－２参照）。

3　取引審査の実績

⑴　実績

平成24年度における証券監視委及び財務局等の取引審査実施件数は、以下のとおり。

審査実施件数	平成24年度	（参考）平成23年度
合　　計	973	913
証券監視委	400	396
財務局等	573	517
（以下審査項目別内訳）		
価格形成	84	73
内部者取引	875	819
その他	14	21

証券監視委及び財務局等においては、市場全体の動向を踏まえつつ、市場における取引状況について日常的な市場監視を行っており、こうした中で、必要に応じて取引審査を行っている。取引審査においては、関連する情報の収集を行うとともに、実際に市場で行われている個別の取引の中で市場の公正性を害すると疑われるような取引については、迅速かつ適切に分析を行うよう努めている。

また、発行市場におけるファイナンスの動向に関する情報収集・分析の結果、不公正ファイナンス事案の疑いがあるものについては、偽計等の観点から取引審査を実施している。

⑵　審査事例

取引審査における一般的な事例は、以下のとおりである。

①　内部者取引に関して審査を行った事例

イ　Ａ社が、Ｂ社株式をＴＯＢ（株式公開買付け）する旨を公表したところ、Ｂ社の株価が大きく上昇したことから、Ｂ社株式の公表前の取引について審査を行った。また、証券会社から寄せられた情報によると、借名口座を利用した疑いのある取引がみられたとのことであり、こうした情報も踏まえて審査を行った。

ロ　Ｃ社が、業績予想の下方修正を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。

ハ　Ｄ社が、第三者割当による株式の発行を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。

ニ　Ｅ社の株式について、「インサイダー取引により多額の利益を得ていた者がいる」との情報提供があったことから、当該委託者に係る内部者取引の有無について審査を行った。

ホ　Ｆ社の公募増資において、公募増資公表前からＦ社株式の取引高が増え、株価が下落する傾向がみられたことから、当該内部者取引の有無について審査を行った。

②　価格形成に関して審査を行った事例

イ　Ｇ社の株価が、特段の株価上昇要因が無い中、出来高を伴い急騰したことから、審査を行った。

ロ　金融商品取引所から、Ｈ社株の価格形成について審査を行った結果、特定の委託者が見せ玉手法による相場操縦を行っている疑いがある旨の報告があったことから、審査を行った。